



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1066	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
1067	〃	(〃).....	1
1068	生活保護法により指定した施術機関の変更	(〃).....	2
1069	救急病院の認定	(医務課).....	2
1070	中島井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
1071	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1072	道路の供用開始	(〃).....	3
1073	道路の区域変更	(〃).....	4
1074	港湾施設の公示	(港湾空港振興課).....	4
1075	平成22年和歌山県告示第356号(平成22年度県立近代美術館の入場料)の一部改正	(教育委員会).....	4
1076	平成22年和歌山県告示第357号(平成22年度県立博物館の使用料)の一部改正	(〃).....	5
1077	平成22年和歌山県告示第358号(平成22年度県立紀伊風土気の丘資料館の入場料)の一部改正	(〃).....	5
1078	平成22年和歌山県告示第359号(平成22年度県立自然博物館の入場料)の一部改正	(〃).....	5

○ 正誤

平成22年7月20日付け和歌山県報第2177号和歌山県告示第776号中	5
平成22年7月20日付け和歌山県報第2177号和歌山県告示第778号中	5
平成22年7月27日付け和歌山県報第2178号和歌山県告示第792号中	5

告 示

和歌山県告示第1066号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯 40-22	石川歯科医院	橋本市高野口町伏原174-1	平成 22.9.21

和歌山県告示第1067号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
西訪 8-12	すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参 見2380	すさみ町訪問看護ステ ーション	西牟婁郡すさみ町周参 見2382番地	平成 22.9.1

和歌山県告示第1068号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
		旧	新		
紀柔 2-18	河村裕之	あかね鍼灸整骨院	あかね整骨院	紀の川市桃山町神田37 8	平成 22.10.1

和歌山県告示第1069号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 済生会有田病院
- 2 所在地 有田郡湯浅町吉川52-6
- 3 有効期限 平成25年11月5日

和歌山県告示第1070号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成22年9月30日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	田村晃一	岩出市中島538番地
理事	竹田信男	岩出市中島495番地
理事	出口隆昭	岩出市中島135番地
理事	津田聖治	岩出市中島508番地
理事	藤井武	岩出市中島1121番地
理事	田村隆夫	岩出市中島1060番地の3
理事	山本隆章	岩出市畑毛208番地

理事 二階堂豊藏 岩出市金屋169番地
 理事 西出秀一 岩出市中黒372番地
 監事 山本尚平 岩出市中島160番地
 監事 神下教暉 岩出市畑毛151番地

2 就任した役員(平成22年10月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	明渡俊雄	岩出市中島496番地
理事	田村隆行	岩出市中島480番地
理事	津村重晴	岩出市中島90番地
理事	福山敏也	岩出市中島485番地の1
理事	明渡幸美	岩出市中島181番地の1
理事	福山正己	岩出市中島1008番地
理事	藤井雅司	岩出市畑毛159番地の1
理事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地
理事	中谷康二	岩出市中黒130番地
監事	藤井有二	岩出市中島1131番地
監事	赤井由典	岩出市畑毛232番地

和歌山県告示第1071号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 西川原名手市場線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
紀の川市野上428番地先から同市野上463番地先まで	旧	5.45 } 7.40	114.20	
同上	新	5.45 } 7.40	114.20	
同上	新	6.50 } 8.25	126.50	

和歌山県告示第1072号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
御坊市湯川町小松原字蛭田坪445番4地先から同市湯川町小松原字蛭田坪463番1地先まで	旧	6.40 } 16.30	334.50	
同上	新	16.00 } 16.40	334.50	

和歌山県告示第1073号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字蛭田坪445番4地先から同市湯川町小松原字蛭田坪463番1地先まで

供用開始の期日 平成22年11月16日

和歌山県告示第1074号

県が管理する港湾施設を、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

新宮港港湾施設

種 類	名 称	位 置	数 量	能 力
臨港道路	佐野臨港道路	新宮市佐野字中地2127番地	延長 85.0メートル	道路幅員6.5メートル アスファルト舗装
臨港道路	佐野臨港道路	新宮市佐野字中地2129番地	延長 85.0メートル	車道幅員6.5メートル アスファルト舗装
臨港道路	佐野臨港道路	新宮市佐野字下地2136番地	延長 85.0メートル	車道幅員6.5メートル アスファルト舗装

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

和歌山県告示第1075号

平成22年和歌山県告示第356号（平成22年度県立近代美術館の入場料）の一部を次のように改正する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

- 8 関西文化の日(11月20日及び21日)の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1076号

平成22年和歌山県告示第357号(平成22年度県立博物館の使用料)の一部を次のように改正する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

- 7 関西文化の日(11月20日及び21日)の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1077号

平成22年和歌山県告示第358号(平成22年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料)の一部を次のように改正する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

- 4 関西文化の日(11月20日及び21日)の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1078号

平成22年和歌山県告示第359号(平成22年度県立自然博物館の入場料)の一部を次のように改正する。

平成22年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

- 3 関西文化の日(11月20日及び21日)の入場料を無料とする。

正 誤

正 誤

平成22年7月20日付け和歌山県報第2177号和歌山県告示第776号中

ページ	行目	誤	正
4	上から1	字小谷465	字小谷465(次の図に示す部分に限る。)

正 誤

平成22年7月20日付け和歌山県報第2177号和歌山県告示第778号中

ページ	行目	誤	正
4	下から6	字倉谷1の1、1の2、1の6	字倉谷1の1・1の2・1の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

正 誤

平成22年7月27日付け和歌山県報第2178号和歌山県告示第792号中

ページ	行目	誤	正
8	下から22	エ 林は	エ 間伐に係る森林は